

成年後見

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

令和元年6月1日発行

センターだより 第14号

新宿区成年後見センターは 新宿社協が運営しています



自立相談
支援事業

ちょこっと・
暮らしの
サポート事業

地域見守り
協力員事業

車椅子
貸出

貸付事業

成年後見
センター

ボランティア
センター

▶新宿区成年後見センターの3つの事業

1. 成年後見制度利用推進事業

2面へ

- ➡ 成年後見制度に関する身近な地域の相談窓口を設置しています。
- ➡ 成年後見制度への理解を広げるため、成年後見制度の講座の開催などを行います。

2. 法人後見事業

3面上へ

- ➡ 新宿社協が、法人として成年後見人等になり、「福祉の視点と地域のつながり」を活かした支援を行います。

3. 地域福祉権利擁護事業

3面下へ

- ➡ 認知症、知的障害、精神障害などで、必要な福祉サービスを自分だけで判断し、利用手続きをすることが難しい方のお手伝いをします。

成年後見制度って？

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。成年後見人等が、これらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、法律面や生活面を支援します。

法定後見制度（すぐに支援が必要な場合）・任意後見制度（将来の判断能力低下に備える場合）の2つの種類があり、家庭裁判所への申立てにより、利用します。



成年後見制度利用推進事業【区委託事業】



相談
無料

1. 成年後見制度の相談

成年後見センターでは、成年後見の相談窓口を開設しています。職員による窓口での相談のほか、実際に後見活動に携わっている専門家による「成年後見専門相談」を実施していますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※相談は随時お受けしております。
成年後見 専門相談	①午後1時～2時 ②午後2時30分～3時30分 ※事前の電話予約が優先です。 月曜日:司法書士 水曜日:弁護士 金曜日:社会福祉士
相談内容(例)	たとえば・・・ <ul style="list-style-type: none">・成年後見制度を利用した方がいいか?他の方法があるか?・申立て書類の内容を確認して欲しい。・頼れる親族がないので将来が不安…・繰り返し消費者被害にあっていて止められない。など



※身体的な事情などにより来所できない方は、ご自宅などへの訪問もできます。
訪問日時は、ご希望をお聞きした上で調整させていただきます。

2. 成年後見制度に関する講座



成年後見制度に関する各種講座を開催しています。お気軽にお問合せください。

▶ 成年後見制度講座

年間を通じて、成年後見制度の入門講座や任意後見講座、成年後見制度に関連するテーマの講座を開催しています。日時など決定後、ホームページ、新宿社協だより「けやき」、広報新宿でご案内します。

▶ 市民後見人養成基礎講習

市民後見人を養成するための講習会(延べ6日間)を開催しています。8月ごろに説明会を開催予定です。詳しくはホームページ、新宿社協だより「けやき」、広報新宿を確認ください。

▶ 出前講座

新宿区成年後見センター職員などが地域の施設や会合にお伺いし、成年後見制度に関する出前講座を行っています。新宿区内の少人数のグループ(5人～)からお受けします。

制度について知りたい、後見活動の具体的な話を聞きたいという時、講義形式や懇談会形式など、ご希望に応じて対応いたします。



昨年度の出前講座の様子
～マンションの自治会にて～

3.法人後見事業【区補助事業】



平成30年度からあたらしく始めた事業です。新宿社協が、法人として成年後見人等になり、判断能力が低下した際の財産管理や福祉サービス利用について一緒に考え、お手伝いします。

	法定後見事業	任意後見事業
対象	すでに判断能力が不十分な方	将来の不安に備えたい方 ※公正証書で契約します。
支援内容	・本人の生活・医療・介護・福祉に関する契約などのお手伝い ・年金などの収入と、生活費や公共料金などの支出の管理 ・行政手続きなどの代行 など	
その他	・後見制度利用には、成年後見人等に対し報酬が発生します。報酬額は、法定後見では家庭裁判所が決定し、任意後見では契約で決定します。	

※新宿社協が成年後見人等になるには、一定の要件があり、審査会の意見を踏まえ決定します。

▶ 任意後見事業説明会の開催

任意後見事業説明会を開催しています。今年度は4回の開催を予定しています。



<参加者からのこえ>

- ・公共性がある社協が後見人になっていただいて、心強い。
- ・今はまだ必要ないと思うが、将来のため知識を得たいと思った。さらに勉強して将来に備えたい。

昨年度は、全4回開催し、約150人の方に参加いただきました。参加した理由は、自分のため43%、親族のため14%でした。参加者の45%が70代の方でした。



出前講座での法人後見事業についての説明も受付しております。

4.地域福祉権利擁護事業【都社協委託事業】



認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう日常生活の範囲内で支援します。

ご本人との契約により、下記の3種類の援助をします。

1 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払い

利用料金（1時間）
1,000～2,500円

2 日常的金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払い

3 書類等預かりサービス

日頃使わない大切な書類の預かり

利用料金（1ヶ月）
1,000円



成年後見センターからのお知らせ



●講座のご案内●

成年後見入門講座

要予約
参加費
無料

- 【日 程】令和元年6月29日(土)
午後1時30分～3時30分
- 【会 場】牛込筆筍地域センター 4階バラA・B
- 【対 象】区内在住・在勤・在学の方
- 【講 師】司法書士 吉田なつみ氏
- 【内 容】成年後見制度には、「法定後見制度」「任意後見制度」の2種類があります。それぞれの特徴や概要、費用の目安などを司法書士がわかりやすく説明します。

※HP・区報(5/25号)をご確認の上、ご予約下さい。

成年後見相談会

参加費
無料!

- 【日 程】令和元年6月29日(土)
午後4時～5時
- 【会 場】牛込筆筍地域センター 4階バラA・B
- 【対 象】区内在住・在勤・在学の方
- 【相談員】弁護士または司法書士
- 【内 容】成年後見制度に対するちょっとした疑問や相談を、後見活動豊富な相談員に気軽にお話できます。

自由参加・途中退出可能なオープンな相談会です

平成31年4月1日～

成年後見等開始の申立及び任意後見監督人選任申立にあたり、

①診断書の書式が変更になりました。

②「本人情報シート」が導入されました。

※本人情報シート：本人を日頃から支援している福祉関係者が、本人の生活状況等に関する情報を記載するもの

●詳細は、東京家庭裁判所後見センターHPをご確認いただくか、新宿区成年後見センターへお問合せください。

東京都 後見サイト



検索!

至池袋

西武新宿線

都バス「新宿区社会福祉協議会前」

東西線7番出口

明治通り

早稲田通り

早稲田口

高田馬場駅

BIG BOX

戸塚第二小学校

案内用の看板があります

新宿区成年後見センター
(新宿区社会福祉協議会内)

至新宿

新宿区成年後見センターのご案内

- ◇JR山手線・西武新宿線
高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分
- ◇東京メトロ東西線
高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分
- ◇都バス
「上69」小滝橋車庫⇄上野公園
または、「飯64」小滝橋⇄九段下
「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分

【住 所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)

【電 話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】<http://www.shinjuku-shakyo.jp>

【開庁時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日除く)

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。